別表第一　南極環境構成要素並びにその観測又は測定の対象及び方法（第五条及び第十五条関係）

南極環境構成要素	観測又は測定の対象	観測又は測定の方法
南極地域の大気～南極地域の地質	（略）	（略）
南極地域に生息又は生育する動植物	（略）	イ　目視又は観測機器による構成種及び個体数の調査 ロ～ホ　（略）
南極史跡記念物・南極地域の景観	（略）	（略）

別表第四　南極史跡記念物（第八条関係）

番号	名称	位置
一～二十三	（略）	（略）
二十四	千九百十二年にロアール・アムンセンによりクイーン・モード山脈のベティ山に建てられた石塚	南緯八十五度十分二十三秒西経百六十三度三十六分五秒
二十五～九十二	（略）	（略）
九十三	千九百十四年から千九百十五年にかけて行われたアーネスト・シャクルトン率いる南極横断探検隊により使用された沈没船「エンデュアランス」号	南緯六十八度四十四分二十一秒西経五十二度十九分四十七秒
九十四・九十五	（略）	（略）
九十六	千九百六十九年に第十四回ソビエト南極探検隊がウンター湖を訪れたことを記念するプレート	南緯七一度二十分二十五秒東経十三度二十七分

別表第六　南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～三十四南極特別保護地区	（略）
第三十五南極特別保護地区	一～五　（略） 六　当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 七・八　（略） （削除） 九・十　（略）

別表第一　南極環境構成要素並びにその観測又は測定の対象及び方法（第五条及び第十五条関係）

南極環境構成要素	観測又は測定の対象	観測又は測定の方法
南極地域の大気～南極地域の地質	（略）	（略）
南極地域に生息又は生育する動植物	（略）	イ　目視による構成種及び個体数の調査 ロ～ホ　（略）
南極史跡記念物・南極地域の景観	（略）	（略）

別表第四　南極史跡記念物（第八条関係）

番号	名称	位置
一～二十三	（略）	（略）
二十四	千九百十二年にロアール・アムンセンによりクイーン・モード山脈のベティ山に建てられた石塚	南緯八十五度十一分西経百六十三度四十五分
二十五～九十二	（略）	不明
九十三	千九百十四年から千九百十五年にかけて行われたアーネスト・シャクルトン率いる南極横断探検隊により使用された沈没船「エンデュアランス」号	
九十四・九十五	（略）	（略）
	（新設）	

別表第六　南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～三十四南極特別保護地区	（略）
第三十五南極特別保護地区	一～五　（略） （新設） 六・七　（略） 八　原則として、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 九・十　（略）